

全 建 事 発 第 119 号
令和 2 年 2 月 4 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

公共工事の円滑な施工確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月30日に成立した令和元年度補正予算を含めた今後の予算執行にあたり、各地方公共団体においても、公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成とともに、地域企業の活用にも配慮しつつ、早期かつ円滑な執行が図られるよう、国土交通省及び総務省から各地方公共団体に対して、別添のとおり要請がなされております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・公共工事の円滑な施工確保について（通知文）

（担当）事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和2年1月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

デフレ脱却と経済再生への道筋を確実なものとするためには、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）及び令和2年1月30日に成立した令和元年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適切な執行が重要です。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、各地方公共団体においても、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）で要請した内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図るよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、地方公共団体に対し、別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第24号
国土入企第47号
令和2年1月31日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議員 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議員 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

デフレ脱却と経済再生への道筋を確実なものとするためには、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）及び令和2年1月30日に成立した令和元年度補正予算も含めた今後の公共工事の円滑かつ適切な執行が重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」(平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号)
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」(平成27年1月30日付け国土入企第32号、平成27年10月27日付け国土入企第9号)
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」(平成28年6月30日付け国土入企第7号)

(2) ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。また、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」(平成31年3月29日付け総行第103号・国土入企第65号)により要請したとおり、平成31年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）上、最低制限価格を設定できないことから、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成２９年９月２９日付け総行第２１４号・国土入企第２３号）を踏まえ、適切にダンピング対策を実施すること。

（３）設計変更等の適切な実施について

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。

特に、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成２５年３月８日付け総行第４３号・国土入企第３４号）において通知した「平成２４年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成２５年２月６日付け国技建第７号）を参考に、適切な運用に努めること。

また、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第２５条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

２．適正な工期設定について

工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

なお、週休２日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、当該工期設定に伴い必要となる労務費や共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

３．技術者・技能者等の効率的活用について

（１）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」を参考に、適切に行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定等、必要な対策を機動的に講じること。

(2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアルの改正について」（平成28年12月19日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

4. 施工時期等の平準化について

施工時期の平準化は円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、「余裕期間制度の活用について」（平成28年6月24日付け事務連絡）を参考とした余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、財政部局と発注部局の緊密な連携の下、施工時期の平準化を図ること。

5. 災害復旧事業における入札契約手続の迅速化等について

災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ

以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

また、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価などにより、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮するとともに、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

6. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定）を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

7. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

8. 就労環境の改善について

1月30日に成立した令和元年度補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成31年2月22日付け国土入企第55号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）及び「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国

土入企第26号)を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除等に取り組むことにより技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

9. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

以上